

大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

大和市長 大木 哲

大和市条例第1号

大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行に関する条例（平成5年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 この表の規定にかかわらず、清算金を納付すべき者（徴収すべき清算金の総額が100,000円以上の者に限る。）の資力が乏しいため、当該清算金を5年以内に納付することが困難であると施行者が認めたときは、当該清算金の徴収を完了すべき期限を10年以内、分割の回数を21回以内とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。